

**中小企業者と小規模企業者の
資金借入に対して利子補給
する制度が始まります！！**

2階 産業課 商工観光係
☎内線2253・2254

平成29年4月1日より、創業資金・設備投資・運転資金など、金融機関から借入をされた場合に発生する利子に対して、町がその一部を一定期間助成する利子補給制度が始まります。

●利子補給の対象となる方

以下の①～③までの要件をすべて満たす方

- ①八百津町内に住所、事務所または事業所を有し商工業を営む中小企業者および小規模企業者であり、八百津町商工会に加入している会員であること。
- ②八百津町の出資や指定管理を受けていないこと。
- ③町税等の滞納がないこと。

●利子補給の対象となる融資制度

- ①岐阜県信用保証協会の保証を得るもの
 - ・小規模企業資金(県小口Z)
 - ・小口零細企業保証(全国小口)
 - ・市町村小口零細企業保証(市町村小口Z)
 - ・商工会議所、商工会提携小口零細企業保証(提携型全国小口)等
- ②日本政策金融公庫の融資
 - ・経営改善貸付(マル経貸付)
 - ・普通貸付
 - ・特別貸付

※ただし、専業用以外の車両機器等の取得、売電目的の設備、飲食業で風俗営業の許可を受けている事業等は利子補給の対象となりません。

●対象となる借入金の期間等

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの期間に行われた借入で、1事業者300万円までが利子補給の限度となります。

●利子補給の期間等

年利率2%を上限として、利子補給額は1年間に6万円が限度となります。また、利子補給の期間は最長で5年間受けられます。

●制度についての詳しいお問い合わせは、

- ・役場2階 産業課 商工観光係
☎43-2111(内線2253・2254)
- ・八百津町商工会 ☎43-0266

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

2階 産業課 農地係 ☎内線2257

●農業委員の推薦・公募

農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの選挙制および選任制から町長による任命制に変更されたことに伴い、農業委員を募集します。農業委員は、農業に関する識見を有し、農業委員会の職務を適切に行うことができる方を対象とします。

・募集人数 14人

●農地利用最適化推進委員の推薦・公募

農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用最適化(農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等)を進めるため、新たに現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することになり、募集するものです。農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方を対象とします。

・募集人数 各地区1人計6人

地区名	その地区の区域	定員
八百津	八百津・錦織	1
伊岐津志	伊岐津志	1
和知	野上・和知 上牧野・上飯田	1
久田見	久田見・上吉田	1
潮南	潮見・南戸	1
福地	福地	1

●共通事項

- ・募集期間 4月3日(月)～5月2日(火)
- ・任期 平成29年7月20日～平成32年7月19日(3年間)
- ・報酬 月13,000円程度

●応募方法

役場、各出張所および町ホームページにて配布の推薦書または応募申込書に必要事項を記入のうえ、持参または郵送してください。

●提出先等

産業課 農業委員会事務局 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日除く)募集期間最終日の午後5時15分必着です。(郵送の場合は募集期間最終日の消印有効)

●その他

推薦または応募をいただいた後、関係法令などに基づき審査を行い、候補者を決定します。(推薦または応募いただいても、必ず候補者に決定されるわけではありません。)

法律等の規定により推薦書および応募申込書に記載された事項は、住所事項を除きすべて公表されますのであらかじめご承知ください。